

山口市延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間延長に対する需要に対応するため、市町村以外の者の設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「民間保育所」という。）及び山口市立保育所設置及び管理条例（平成17年山口市条例第94号）第2条各項に規定する保育所（以下「山口市立保育所」という。）が実施する延長保育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施保育所)

第2条 事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、次条に定める事業内容を実施する民間保育所及び山口市立保育所であって、市長が指定したものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する対象児童に対して必要な保育を実施すること。
- (2) 11時間を超えて、さらに概ね30分以上の延長保育を実施すること。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、実施保育所に入所している児童のうち保護者の就労形態等の事情により通常の開所時間を超えて延長保育が必要となる児童とする。

(事業の実施)

第5条 実施保育所は、事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日々の対象児童数等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- (2) 適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (3) 事業を担当する保育士として2人以上、対象児童数に応じて事業を実施するために

必要となる職員を配置すること。ただし、施設の実態に応じ、適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

(利用の申込み)

第6条 事業の利用の申込みは、事業を利用しようとする保護者が実施保育所（山口市立保育所にあつては、園長。以下この条及び次条において同じ。）に対し行うものとする。

2 実施保育所は、前項による申込みを受けたときは、その可否を決定し、当該保護者に通知するものとする。

3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を実施保育所に届け出なければならない。

4 実施保育所は、児童又は保護者が保育上の指示に従わない場合、その他必要と認める場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

(記録)

第7条 実施保育所は、延長保育記録簿を備え、日々の延長保育の実施状況を記録するものとする。

(費用の交付)

第8条 市長は、実施保育所のうち民間保育所に対して予算の範囲内で、別に定めるところにより事業を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(費用負担)

第9条 実施保育所（山口市立保育所にあつては、市長）は、事業を利用する保護者に費用負担を求めることができるものとする。

2 費用の負担額等については、実施保育所において定めるものとする。ただし、山口市立保育所における費用の負担額等については、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

1 費用の負担額等

(児童1人についての月額)

	保育料徴収階層	閉園時間	
		午後7時	午後6時30分
1 生活保護世帯	A階層	0円	0円
2 前年度市民税が非課税の母子世帯等	B1階層	100円	50円
3 上記以外の世帯	A階層、B1階層以外	200円	100円

負担額は、あらかじめ延長保育を申し込んだ児童に限らず、午後6時以降の保育を受けた児童全員について徴収する。